

江戸の塗家に関する研究

A Study on Fire proofing Japanese traditional town houses *Nuriya* in Edo

森下 雄治¹・山崎 正史²

Yuji Morishita and Masahumi Yamazaki

¹立命館大学大学院 理工学研究科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Graduate School of Science and Engineering, Ritsumeikan University

²立命館大学教授 理工学部建築都市デザイン学科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Professor, Department of Architecture and Urban Design, Ritsumeikan University

The purpose of this study is to clarify on the formation of traditional town houses *Nuriya*, which is a type of fireproof building generated in Edo, and on the process of its transition. The traditional town houses *Machiya* that are called *Dozo-zukuri* and *Nuriya* are found all over the country. Since the historical city centers where *Matchiya* are located are often designated as quasi-fire proof districts, it has been difficult to inherit the wooden buildings. In this study, the analyses were made focusing on *Nuriya* as the form that pertains to the fire protection of traditional wooden buildings.

Keywords : *Edo, Nuriya, Machiya, fireproof buildings, building regulations*

はじめに

江戸においては、明暦3年(1657)の大火を契機に明暦から享保期(1716~1736)にわたって防火に関する諸政策が重点的に施行された。明暦大火以降に進められた都市防火に関する主な政策として、延焼防止のための火除地(火除広小路・火除明地・火除堤等)の設置、武家方の消防の組織化があげられる。

享保期に至って町人地を火元とする火災の増加に対し、幕府は町方の消防の組織化と建築規制を強化した。後述する享保5年(1720)4月20日の町触を端緒として、幕府は町方に対して防火建築導入のための建築規制を施行した。幕府が推進した防火建築に「土蔵造」、「塗家」の二つの形式がある。江戸の「土蔵造」に関しては波多野¹⁾の既往研究がある。しかし、江戸の「塗家」に関しての研究²⁾は少なくその詳細な分析は不足している。

「土蔵造」、「塗家」とよばれている町家は全国に分布している。それらの町家が所在する歴史的市街地は準防火地区に指定される例も多く、伝統的木造建造物の継承は困難でありその多くが失われてきた。本研究では伝統的木造建造物の防火に関わるものとして「塗家」に着目し分析を進めた。

本研究は江戸の防火建築の一形式である「塗家」の生成とその変遷過程を明らかにすることを目的とする。

1. 研究方法

本研究は「塗家」に関わる江戸の町触、幕府文書を主な分析対象とした。対象年代として明暦大火後～幕末までを3期に分けて考察した。

大火後、町方への建築規制がなされ、その規制に大きな変化がない享保5年4月以前までを1期、享保5年4月に防火建築推奨の町触が出され、防火建築規制の施策がおおむね完了する延享3年(1746)までを2期、その後成立した防火建築規制が継続される幕末までを3期とした。

2. 1期 明暦大火から享保5年(1657~1720)

万治3年(1660)1月17日に「此度類火ニ逢候町中之者共、小屋掛仕候ハバ、屋根塗屋芝屋茅葺かきから葺ニ可仕候、茅葺兼葺并こけら葺そき板葺ニ致候事無用ニ可仕候」³⁾の町触が出された。この触は万治3年1月3、10、12、14日と連続して発生した火災によって類焼した町方に出されたもので、可燃性の屋根である茅葺兼葺などの屋根は「無用ニ可仕候」とし、「屋根塗屋芝屋茅葺かきから葺」などにするようにとの触である。この中の「塗屋」は文脈から屋根の仕様を述べており、屋根「塗屋」が「かきから葺」等と同等のものとして扱われている。つづいて万治3年2月23日に「今度焼申候跡ニ、わら葺茅葺有之候、縦令当分之事ニ而も土にてぬり可申候、こけら葺ハ、かきからニ而も芝ニ而も土に而も勝手次第ニ可致事」⁴⁾との触がある。この中の「こけらふきは・・・土に而も勝手次第ニ可致事」とあり、「こけらふき」の屋根は土で塗ってもよいとの触であった。万治4年(1661)1月20日には「町中わらやかや家ぬりやの屋根、土落申候屋根ハ、早々土ニ而ぬらせ可申候、借家店かり等迄無油断申付、急度屋根塗可申事」⁵⁾の触に、「ぬりや屋根、土落申候屋根ハ」とある。これらから「屋根塗屋」、「ぬりやの屋根」とは「こけらふき」の屋根を土で塗ったものをいい、「塗屋」、「ぬりや」は「土で塗られた」との意に解釈できる。その後、享保前期までに「塗家」に関わる触などの文書は見あたらない。

享保5年2月17日に町年寄奈良屋から年番名主に対して、「町々ニ而、瓦葺に仕度存寄も有之候哉、若又町人共遠慮ニ存罷在候相尋、返答可致旨被申渡候」⁶⁾との諮問が出された。これは町年寄から町方に対して「瓦葺にしたいとの意向が町人にあるというのが遠慮しているのか」との諮問である。

その返答書として2月19日に「度々類焼ニ而町々家持共困窮仕候故、自分と家作不仕、地借之者共方ニ而家作仕候得共、是又度々類焼ニ而、板葺さへ不及町々多御座候而、漸茅葺ニ仕候仕合ニ御座候得は、瓦葺ニ仕候義、難仕奉存候由、町人共申候、然共五町十町ニ壱ツ弐ツ程も塗家ニ造候者も御座候得共、壱町と続塗家ニ造候者無御座候、近年ハ家持地かり等も当分之渡世心易送り候者も無数御座候」⁷⁾との書付が惣町名主から町年寄に上申されている。これは「度々の類焼で板葺ですら無理でありしばらく茅葺を容認してくれ、瓦葺はとても難しい」との返答である。その後段に「然共五町十町ニ壱ツ弐ツ程も塗家ニ造候者」とあり、「塗家」にしている者は「五町十町ニ壱ツ弐ツ」だと言っている。文書の内容は屋根の仕様を問題にしており、この「塗家」とは屋根の「塗家」を指すと考えられる。しかし、前述の「塗屋」、「ぬりや」には「屋根塗屋」、「ぬりやの屋根」と屋根が併記されているが、この文書中の「塗家」には屋根の併記が無い。

同年4月10日には「奈良屋江年番名主被呼、先達而も御沙汰有之候為火防、町々塗屋ニ致し可然候哉、先頃被仰渡候節ハ不致落着候間、急ニ相談致し、明日中ニ書付差出候様被申渡候」⁸⁾との「塗屋」に関する諮問が年番名主に出されている。これは先日防火のため「塗屋」にしたらどうかとの諮問を名主達に出したが決着しなかったので、「町方で相談して明日返答せよ」との諮問である。

翌11日に「板葺屋根漆喰ニ而塗候儀、御尋ニ御座候、此段塗候而も、漸老ケ年余程持申候而も土落申候故、壱ケ年ニ壱度ツ、塗不候ハねは、土を持不申候、此段ハ何様ニも修覆ハ可仕候得共、只今分は土石灰等も下直ニ無御座候故、差当り難仕可有御座と奉存候、町中一同ニ仕候ハ、猶又漆喰払底ニ罷成、高直ニ可有御座候、左候は、弥迷惑可奉存候、右両様共ニ塗申候ハ、飛火之用心能御座候而も、只今分にては、小屋掛も軽く御座候間、塗家ニ難仕奉存候」⁹⁾と返答書が上申されている。これは「塗屋」にしたらどうかとの諮問に対して「板葺屋根漆喰ニ而塗候儀、御尋ニ御座候」と答えており、板葺の屋根を漆喰で塗ったものが「塗屋」であると解釈できる。そしてその後「塗屋」の欠点と材料の漆喰の高騰を指摘し、「塗家ニ難仕奉存候」と「塗家」にすることは困難であると返答している。この上申書では「塗屋」と「塗家」が同義に使用されており、その差異はない。翌12日には町年寄から再考し返答せよとの諮問がなされ、同15日に町方から「何卒段々心掛ケ、塗屋ニ仕候様」と返答書が上申されている。享保5年初頭から4月にかけて町年寄と名主との間で取り交わされた問題は、町家を瓦葺や「塗家」に改造させたい幕府の意向に対して、名主から上申される返答書は、経済的な理由、「塗家」の欠陥、漆喰の高騰などを理由に「段々心掛」と答えている。

以上から次のことが明らかになった。幕府は明暦の大火以後、藁葺、茅葺、兼葺、こけら葺、そき板葺などの可燃性の材料で葺かれた屋根を土や漆喰で塗り、屋根防火のための建築規制を施行した。しかし町方の抵抗でなかなか実現しなかった。板葺の屋根に土や漆喰を塗ったものを万治年間の触では「ぬりやの屋根」、享保5年の幕府文書では「塗家」・「塗屋」と書かれ、「塗家」と「塗屋」は同義に使用されていたことが分かった。この間の文書に土や漆喰で屋根以外を塗ったものを「塗家」と書いたものは見つからなかった。

3. 2期 享保5年4月から延享3年(1720~1746)

享保5年4月20日「町中普請之儀、土蔵造或ハ塗家瓦屋根ニ仕候事、只今迄ハ致遠慮候様相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ、勝手次第たるべく候、畢竟出火之節防ニも成、又ハ飛火無之為ニ候間、右之外ニも可然儀は、是又勝手次第ニ可仕事右之通、家持は不及申借家店かり裏々迄、此旨不残可被相触候、以上」¹⁰⁾の触が出される。この触は普請の際、防火のために「土蔵造」、「塗家」、「瓦屋根」の選択は自由で、裁量にまかすとの触であった。これは前述の享保5年初頭から4月の間に町年寄と名主とで取り交わされた問題の解決案であったと言える。

幕府は享保7年(1722)2月以降「この度土蔵造致候町々、東ハ本石四丁目南側ヨリ本船町迄、南ハ本石四丁目南側ヨリ本船町迄、南ハ本船町ヨリ北鞘町迄、西ハ北町ヨリ本石町壺丁目南側マテ、北ハ本石町壺丁目南側ヨリ同四丁目南側迄」などと町域を指定して、町家を防火建築に改変する規制を施行する。その詳細は表1¹¹⁾に示す。

表1 防火建築指定地域

発令年月	対象地域	発令内容
①享保7年(1722)2月	東：本石四丁～本船町 南：本船～北鞘町 西：北鞘町～本石一丁 北：本石一～四丁目	今度土蔵造致候町々
②享保7年(1723)12月	神田之内通町以西・ 神田之内通町以東	通り町西之方町々不残、土蔵造ニ被仰付候 通り町東之方町々、屋根土塗ニ被仰付
③享保8年(1723)6月	神田川以南～江戸橋川筋	三カ年之内ニ、屋根土塗ニ可致候
④享保9年(1724)7月	日本橋二丁目～呉服町 元数寄屋以北	三カ年之内ニ、塗屋土蔵造ニ可仕段被仰渡候 普請不 致者屋敷召上、裏店ハ蠣殻屋根ニ茂可仕、表之儀者無用
⑤享保12年(1727)2月	麴町・桜田久保町邊町々	来秋迄不残土蔵造塗家ニ仕候様申付、
⑥享保12年(1727)4月	小石川邊町々	土蔵造塗屋之内蠣殻屋根ニ普請仕候様ニ可申渡候
⑦享保14年(1729)2月	飯田町	不残塗家土蔵造リニ罷成候
⑧享保15年(1730)3月	湯島本郷柳原	土蔵造塗家並塗家之上蠣殻屋根ニ家作仕候

これらの地域に指定された防火建築の名称として、「土蔵造」、「塗屋土蔵造」、「塗家土蔵造」、「土蔵造塗屋」、「土蔵造塗家」、「屋根土塗」が触の中に見られる。まず「土蔵造」とされた表1中の①享保7年(1722)2月の指定域は日本橋の北で、江戸城の大手門である和田倉門に通ずる本町通りをもつ街区である。同様に「土蔵造」とされた表1中②享保7年12月(1723)の指定域は江戸城外濠に沿った内神田地域で、やはり本町通りをもつ街区である。いずれも江戸城に近く、経済の中核を担う町人地であった。

「塗屋土蔵造」と指定された地域に④の日本橋南の京橋・数寄屋橋に至る町人地がある。この地域は江戸の流通や消費を担う商業地であった。また「土蔵造塗家」の指定は⑤の麴町・桜田久保町と⑧の湯島本郷柳原、「土蔵造塗屋」の指定は⑥の小石川邊町々、「塗家土蔵造」の指定は⑦の飯田町で、いずれも武家地に囲まれた町人地であった。「土蔵造」とこれらの指定の差異は政治的経済的な配慮の違いであったと言える。

次に「塗屋土蔵造」、「塗家土蔵造」、「土蔵造塗屋」、「土蔵造塗家」の違いについて検討する。②享保7年12月の触に対して町方から上申書が出されている。その中に「御番所ニ而、西神田町々土蔵造塗家被仰付候段、明田氏所蔵瓜生書留ニ有之」¹²⁾とあり、「土蔵造」と指定した触に対して「土蔵造塗家被仰付候段」と扱われている。また④享保9年7月の触では「塗屋土蔵造」と指定されている。しかし、その後段に「右土蔵造被仰付候場所、致兼候者ハ、蠣殻屋根ニ為致申度段」¹³⁾とあり、「塗屋土蔵造」と「土蔵造」とが同じ意に用いられている。⑤享保12年2月の触では「土蔵造塗家」と指定している。その後段で「茅葺藁小屋杉草葺之分取払ハせ、跡普請之儀ハ、土蔵造塗屋申付」とあり、「土蔵造塗家」と「土蔵造塗屋」が同義に扱われている。以上のように防火建築の語彙に混乱がある。これらを整理すると「塗屋土蔵造」、「塗家土蔵造」、「土蔵造塗屋」、「土蔵造塗家」は同じものであったと言える。これらから「土蔵造塗家」は「土蔵造」か「塗家」、どちらでも選択できる曖昧な指定であったことが分かる。

図1は享保期の町人地¹⁴⁾の所在図である。これらに防火建築指定域を主要町人地に図示すると図2のようになる。「土蔵造」「土蔵造塗家」の指定域は連雀町から日本橋・京橋にいたる街区で、江戸城外濠を囲むように展開していた。

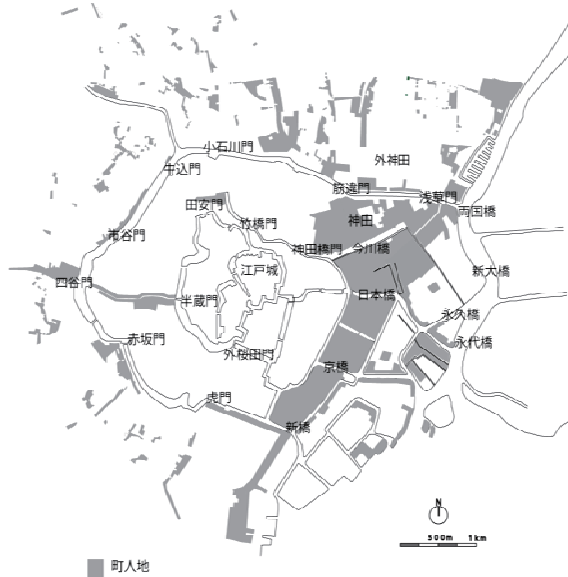


図1 町人地所在図

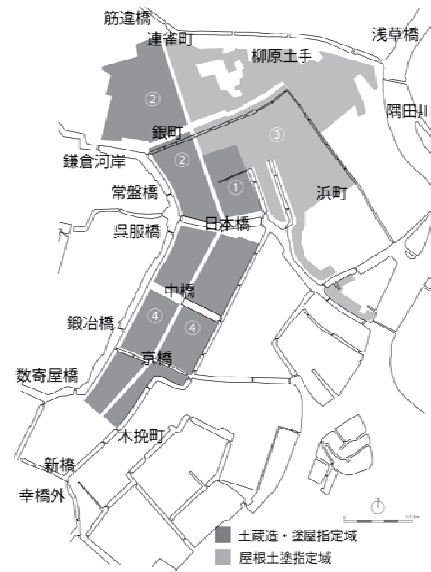


図2 防火建築指定地域

享保12年(1727)4月に「馬場願之儀申上候書付」として「木挽町明キ地之内五百坪塗屋造り町家ニ被下置候ハバ、其助成を以同所新規馬場仕立、・・・」¹⁵⁾とある。この文言の中に「塗屋造り町家」とあり、「塗家」の呼称から「塗屋造り」に変化していることが分かる。同様のものを表2¹⁶⁾に示す。

表2 塗家造

月日	語彙	内容
享保11年9月(1726)	塗屋作り	床番所相建、尤塗屋作りニ仕
享保11年10月(1726)	塗屋作り	河岸元地江御引替被下置候ニ付塗屋作りニ仕候
享保13年8月(1728)	塗屋作	京橋東西の蔵地塗屋作相願候儀ニ付何書
元文2年5月(1737)	瓦葺塗家造り	瓦葺塗家造り之儀ニ付申上候書付

元文4年2月(1739)の触には「去年元文三年極月廿九日浅草ヨリ出火、本所迄焼失之内、並瓦又ハ蠣殻葺等にて相残候所も有之、大火ニ不罷成候條焼跡之者共、此節普請之儀、成夕けハ並瓦蠣殻葺塗家致普請候様、可相心得候。畢竟火除之事ニ候間、町々此旨相心得候様ニ、可申飾觸候事」¹⁷⁾の触には「並瓦蠣殻葺塗家」、元文6年2月(1741)の触には「増上寺ニ仕之方町屋、為火除家作仕候儀吟味仕候處飯倉町之内、別紙繪圖面薄墨之場所家作、塗家瓦葺ニ可被仰付候」には「塗家瓦葺」とあり、表2の元文2年5月の「瓦葺塗家造り」と同様な表現である。

寛保2年(1742)に「神田明神能ノ舞台入置候土蔵建之儀」として、町方に神田明神の能舞台収納の土蔵普請を促す触が出され、それに対して「屋根ハ瓦葺ニ仕、軒廻り柱共ニ薄ク、土塗ニ致し、塗家と相見候様ニ仕候」¹⁸⁾との町方からの上申書が出されている。また延享3年3月(1746)の触に「此間出火之節、町御奉行様火事場江御出被成、所々御覧之所、土蔵造塗屋造戸前土戸も無之、瓦葺蠣殻から葺等も、瓦損、蠣殻吹落有之候を、修復も不致捨置候故、飛火移、大火ニも相成候間、右之家作等有之候ハ、土戸井瓦損蠣殻から吹落有之候分は、来四月中ニ修復致、出来候ハ、喜多村江相届可申」¹⁹⁾とあり、内容は「土蔵造塗屋造」の開口部に防火のための土戸がないから修復せよとの令である。このように享保後期から延享にかけて屋根を瓦等で葺き、柱や壁面、軒裏などを土や漆喰で塗った「塗家造」が生成されたものと言える。

以上のように享保5年4月に「土蔵造」、「塗家」、「瓦屋根」の選択を裁量にまかすとの触があり、享保7年より享保後期まで町人地を指定して、「土蔵造」「土蔵造塗家」が強制された。そして享保後期から延享にかけて「土蔵造塗家」とは区別された「塗家造」が生成したことが明らかになった。

4. 3期 延享4年以降(1747~)

宝暦12年2月(1762)に「先年塗屋并土蔵造り被仰渡候場所ニ而、火事後程経候而も、藁葺小屋掛ケニ而差置、又は普請致候而も瓦も葺不申差置候類数多有之候」²⁰⁾との触がある。「享保期に建築規制した地域が火災後、規制が守られていない」との内容で、享保期の規制が風化している状況を示す町触である。

この間の絵画史料として神田今川橋から日本橋に至る町並みを描いた「熙代勝覧」がある。景観年代として文化2年(1805)前後と推定²¹⁾されている。描かれた町並は享保7年の町触により「土蔵造」の規制がなされた通りである。89棟の町家が描かれ、その内訳は土蔵造16棟、土蔵4棟、塗家4棟、木造65棟であった。土蔵造と塗家の類別は図3・4に示したように二階軒裏の処理、二階通柱構造の見えの有無、一階袖壁の有無で判別した。その「塗家」の詳細を表3に示す。描かれた「塗家」は二階開口部が木格子のものや、一階庇裏、二階軒裏・妻面が塗籠られていないものもあり、防火面で不備な点が多いことが分かる。

表3 塗家詳細

番号	平/妻	瓦	壁色	二階軒裏 塗籠	二階壁面 塗籠	二階通柱 塗籠	二階妻面 塗籠	二階 開口部	一階庇裏 塗籠
1	平入	本瓦	黒	無	有	有	有	虫籠	無
2	平入	本瓦	白	有	有	有	有	虫籠	無
3	平入	本瓦	白	有	有	有	有	虫籠	無
4	平入	本瓦	白	有	有	有	無	木格子	有

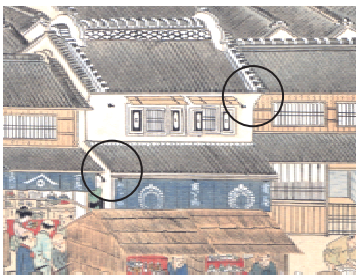


図3 土蔵造



図4 塗家

天保13年(1842)4月に「土蔵造・塗家等ニ可致旨先年ヨリ度々相觸置處、年曆を経忘却致し候向も有之哉、近来塗家造等を稀ニ而柿葺多く、出火之節消防のため不宜候間」²²⁾との触が出されている。触は「享保期の規制が年月経て風化し塗家など稀で、防火のためには良くない」との内容である。翌年4月には天保13年の町触に関して、町奉行から老中へ「土蔵造・塗家等ハ手厚キもの之住居而已にて、通例之家作建多く御座候處、去年申渡候以来、新規塗家ニ相建又ハ塗家ニ相直し候も相見候得共、多分二階家央より上の方見附之所を塗家ニいたし、左右葺は勿論下廻りハ通例之家作建ニ而塗家之詮無之、全形容而已ニ而実用を失ひ、申渡之趣意ニ振候義ニ有之・・・」²³⁾との伺書が上申されている。伺書は「土蔵造・塗家などは裕福な者の住居である。昨年、土蔵造・塗家の普請や改造を促す触を出したにも関わらず二階正面だけを塗家にし、開口部や一階は通例之家作で防火にはならない。」との内容であった。弘化2年(1845)4月に町奉行申渡書案が名主宛へ「有餘有之手廻り候ものハ分限ニ應し、可成丈全之土蔵造又ハ火災之助ニ可成程之塗家ニいたし可申、実々力ニ及兼候ものハ表裏屋共通例之家作ニいたし候共、右ハ勝手次第ニ可致、是迄形容而已之塗家ニいたし候分ハ宥免を以而先其俣差置ク」²⁴⁾の内容で出されている。これは「裕福な者はその実力に応じて、土蔵造か塗家にせよ。しかし実力のない者は普通の町家であってもよい。防火機能のない塗家もそのままよい」との町方への提案であった。これら規制弛緩の背景として、天保12年(1841)に発令した「享保寛政ノ施制ニ復セシム」の享保寛政復制令²⁵⁾にみるように延享以降の幕政の緩みと、先の文書に「手厚キもの」、「実々力ニ及兼候もの」等とあるように町方の経済的格差を挙げることができる。

以上のように「塗家造」として生成した「塗家」は、宝暦期に至って建築規制の緩みが目立ち、「熙代勝覧」にみるように江戸の主要町人地においても防火的な問題を抱えていた。天保期には「塗家」は防火機能を喪失した「形容而已ニ而」、「手厚キもの之住居」と幕府は考えていた。

5. 結論

本研究において、江戸の塗家に関して明らかになった点を以下に整理する。

- 1) 幕府は明暦の大火後、藁葺、茅葺、板葺等の可燃性の材料で葺かれた屋根を土で塗る、屋根防火のための建築規制を施行した。板葺の屋根に土を塗ったものを万治年間では「屋根塗屋」「ぬりやの屋根」と言っていた。享保期に至り板葺に漆喰を塗った屋根を「塗家」と称し、「塗家」と「塗屋」は同義に使用されていた。
- 2) 享保5年4月に「土蔵造」、「塗家」、「瓦屋根」の選択を裁量にまかすとの触があり、享保7年から享保後期まで町人地を指定して「土蔵造」、「土蔵造塗家」などの防火建築の規制がなされた。「土蔵造塗家」は「土蔵造」か「塗家」を選択する曖昧なものであった。享保後期から延享にかけて「土蔵造塗家」とは区別された「塗家造」が生成したことが明らかになった。「塗家造」は屋根を瓦等で葺き、柱や、壁面、軒裏などを土や漆喰で塗る防火建築であったことが明らかになった。
- 3) 「塗家造」として生成した「塗家」は宝暦期に至って建築規制の緩みが目立ち、「熙代勝覧」にみるように江戸の主要町人地においても防火的な問題を抱えていた。天保・弘化期には「塗家」は防火機能を喪失した「形容而已ニ而」の「塗家」で、「手厚キもの之住居」と言われるようになった。これら規制弛緩の背景として、延享以降の幕政の緩みと町方の経済的な格差を挙げることができる。

以上のように屋根防火の過程で生まれた「塗家」は、防火建築規制を進める享保期を経て防火建築「塗家造」となるが、年月を経て本来の防火機能を喪失した「形容而已ニ而」の「塗家」となった。

謝辞：本研究を進めるにあたり、立命館大学理工学部の大窪健之教授、立命館大学歴史都市防災研究センターの益田兼房教授には多大なご支援とご助言を賜り感謝と御礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 波多野純：江戸の町家， 村井益男責任編集，日本名城集成 江戸城，小学館， pp.165-176， 1986.
- 2) 小島彩乃・山崎正史：塗屋造の外観分類とその分布に関する研究， 歴史都市防災論文集9 行Vol.4， pp.1-4， 2010.
- 3) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第七， 臨川書店， pp.919， 1960.
- 4) 近世史料研究会編：江戸町触集成第1巻， 塙書房， pp.112， 1994.
- 5) 近世史料研究会編：江戸町触集成第1巻， 塙書房， pp.119， 1994.
- 6) 近世史料研究会編：江戸町触集成第4巻， 塙書房， pp.8， 1995.
- 7) 近世史料研究会編：江戸町触集成第4巻， 塙書房， pp.8， 1995.
- 8) 近世史料研究会編：正宝事録第2巻， 日本学術振興会， pp.124-125， 1965.
- 9) 近世史料研究会編：正宝事録第2巻， 日本学術振興会， pp.126， 1965.
- 10) 近世史料研究会編：正宝事録第2巻， 日本学術振興会， pp.127， 1965.
- 11) 近世史料研究会編：江戸町触集成第4巻， 塙書房， pp.97， pp.139， pp.168， pp.201， 1995.
東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第二十一， 臨川書店， pp.821， pp.839， 第二十二， pp.215， pp.473， 1977.
- 12) 近世史料研究会編：江戸町触集成第4巻， 塙書房， pp.140， 1995.
- 13) 近世史料研究会編：江戸町触集成第4巻， 塙書房， pp.201， 1995.
- 14) 幕府普請奉行編：御府内沿革図書 1-20 巻， 原書房， 1987.
- 15) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第二十一， 臨川書店， pp.841， 1977.
- 16) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第二十一， 臨川書店， pp.693-695， 第二十二， pp.83， 第二十三， pp.604， 1977.
- 17) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第二十三， 臨川書店， pp.864， 1979.
- 18) 近世史料研究会編：正宝事録第3巻， 日本学術振興会， pp.97-99， 1966.
- 19) 近世史料研究会編：江戸町触集成第5巻， 塙書房， pp.199-200， 1996.
- 20) 近世史料研究会編：江戸町触集成第6巻， 塙書房， pp.201， 1996.
- 21) 浅野秀剛・吉田伸之：大江戸日本絵巻， 講談社， pp.76-77 2003.
- 22) 東京大学史料編纂所編：大日本近世史料 28， 東京大学史料編纂所， pp.9， 2008.
- 23) 東京大学史料編纂所編：大日本近世史料 28， 東京大学史料編纂所， pp.33-39， 2008.
- 24) 東京大学史料編纂所編：大日本近世史料28， 東京大学史料編纂所， pp.51-52， 2008.
- 25) 東京市役所編纂：東京市史稿市街篇第三十九， 臨川書店， pp.457， 1995.